

岸和田市 新型コロナウイルスワクチン接種実施計画 (第1版)

本計画は、現時点の考え方を示すものであり、今後の国の通知や、ワクチンの供給状況等により、必要に応じて内容を見直します。

1. 基本的な考え方

計画の位置付け

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下、「新型コロナワクチン」という。）の接種は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 29 条に規定されている第一号法定受託事務に該当します。本計画は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等に基づき、時期や対象者、接種体制等を示すものです。岸和田市は、本計画に基づき、岸和田市医師会や医療機関等の協力を得て、新型コロナワクチンの接種を実施します。なお、本計画は、国の指針やワクチンの供給などの状況により適宜見直すこととします。

実施期間

令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

費用負担

新型コロナワクチン接種費用は公費で負担するため、無料で接種できます。

2.対象者

接種対象者

原則として、接種日に岸和田市の区域内に住民基本台帳に記録されている者が対象者となります。ただし、長期入院、長期入所者及び単身赴任者等で、住民基本台帳に記録されていない者であっても、やむを得ないと市長が認める者については、接種を実施できることとします。

接種順位

新型コロナワクチンは、当面、確保できるワクチンの量に限りがあるため、国が示す以下の接種順位を設け、順次接種することとします。

【接種順位】

- ①医療従事者等（大阪府が実施）
- ②高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する者）、高齢者施設等の従事者
- ③基礎疾患を有する者
- ④60歳から64歳の者
- ⑤上記以外の者

※ワクチンの供給状況により、上記順位をさらに細分化することがあります。また、順位下位の対象者を上位の対象者と同時に接種を開始することもあります。

※現時点で供給されるワクチンでは、16歳未満の者は接種対象になっていません。

接種対象者の試算

それぞれの接種対象者を下記のとおり見込みます。（令和3年3月1日現在の住民基本台帳人口（192,520人）を用いる。）

医療従事者等	総人口の3%	5,776人
高齢者	65歳以上人口	53,611人
基礎疾患を有する者	総人口の4.9%	9,433人
高齢者施設等の従事者	総人口の1.5%	2,888人
60歳から64歳の者	60歳から64歳の人口	10,662人
上記以外の者	総人口から上記対象者を除いた者	110,150人
		192,520人

3.接種体制

接種体制の基本的な考え方

岸和田市における新型コロナワクチン接種体制の基本的な考え方は、以下に示す個別接種と集団接種を組み合わせ実施し、市民に対する円滑な接種を実現します。

充実した体制構築に向け、岸和田市医師会や各医療機関にも協力を依頼し、市役所内においても、全庁的な協力体制を整えます。

個別接種

かかりつけ医など身近な医療機関で接種を実施し、近くの診療所などで安心して接種できる環境を整えます。

場所	箇所数	実施日時	予約方法	接種回数
市内の医療機関 (診療所など)	60～70箇所 を予定	医療機関毎に設 定	医療機関毎で設 定	4,500 ～5,500回/週

集団接種

市内公共施設において接種会場を設け、実施する。平日の接種が困難な方の接種や、医療機関の空白地域を補完する環境を整えます。集団接種における医療従事者は、岸和田市医師会や岸和田市民病院の協力により確保します。また、会場の設営や運営については、民間事業者へ委託します。

場所	実施日時	予約方法	接種回数
保健センター (別所町3丁目)	土曜日 午後 日曜日 午前・午後	コールセンター LINE Web(市ホーム ページから)	450回/週
メディカルセンター (荒木町1丁目)	平日 午後		600回/週
山直市民センター (三田町)	平日 午前・午後		1,500回/週

4. 予約相談体制

予約

個別接種（市内の診療所などで実施）の予約受付は、各医療機関が定めた方法及び日時で、それぞれの医療機関が受け付けます。

集団接種（市内公共施設等で実施）の予約受付は、電話（コールセンター）や LINE、Web（市ホームページから）で受け付けます。

相談対応

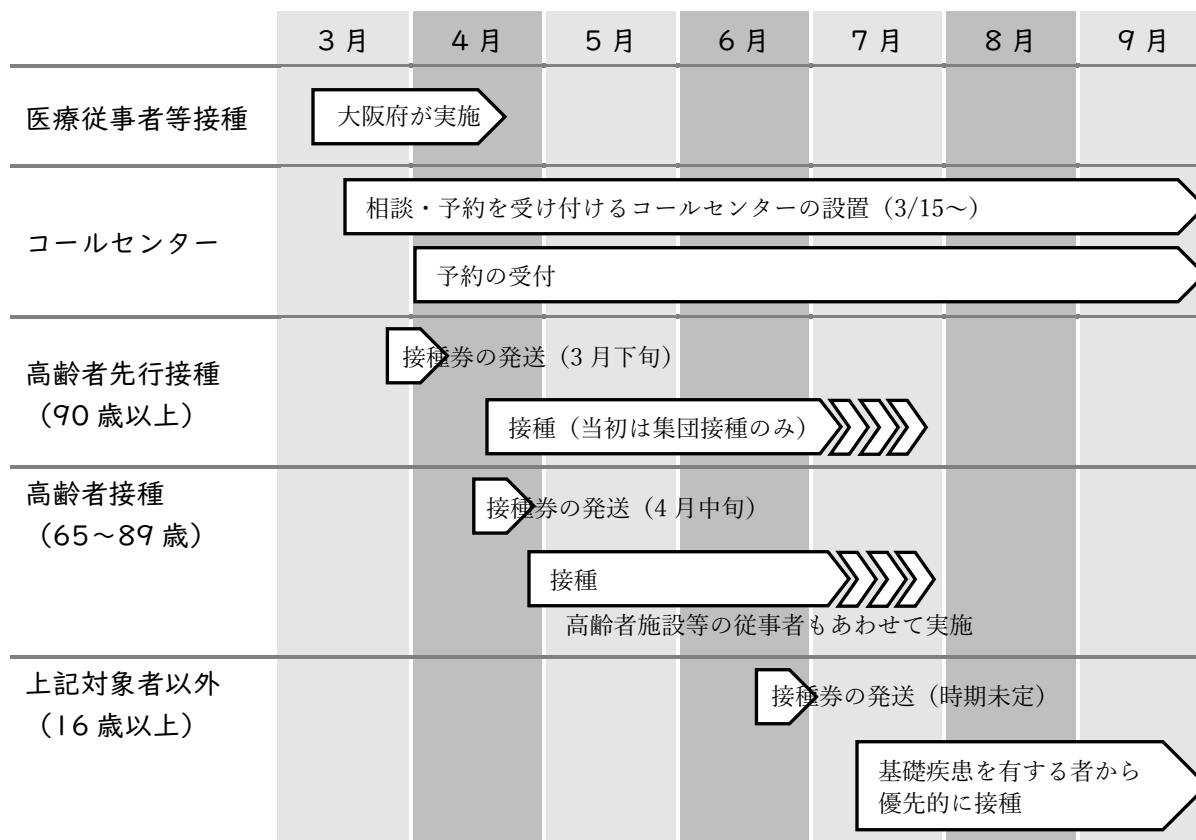
市では、3月15日からコールセンターを設置し、接種場所の案内や、新型コロナワクチン接種に係る一般的な相談対応を行います。

5. 情報提供

市民に対する情報提供

最新の情報は、随時、市ホームページに掲載します。また、広報きしわだにも掲載し、情報提供いたします。その他、郵送等も用いて、市民が円滑に接種できるよう情報を提供します。

6.接種スケジュール



※接種率70%（大阪府実施アンケート回答の「接種したい 62.4%」を参考）に達成した時点で、次の優先順位の者の接種を開始する見込みで設定しています。

※週当たりの接種回数は8,000回を見込み、設定しています。

16歳未満の者については、国からのワクチンの供給状況が明らかになった後に、順次お示しします。

7. 接種の安全性の確保

予診

国が示す様式の予診票を用い、実施します。

接種不相当者

予診の結果、異状が認められ、接種を受けることが適当でない又はそれに該当する疑いがあると判断される者については、当日は接種を行いません。また、接種の判断を行う際に、注意を要する者については、慎重に接種の適否を判断するとともに、丁寧な説明に基づく同意を得ることとします。

副反応等に関する説明及び同意

予診の際には、接種の有効性や安全性、接種後に通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度について、その内容を理解できるように説明を行った上で、同意を得ることとします。

副反応への対応

接種後、15分以上の経過観察時間を設けます。また、帰宅後の体調変化等についても、国・府・市のコールセンター等で相談に応じることとします。

予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。